

**令和6年度版
各種補助金等説明資料**

目次

1	コミュニティ助成事業及び魅力あるコミュニティ助成事業補助金について・・・	1
2	自治会活動拠点整備支援事業補助金（集会施設）について・・・・・・・・・・	7
3	自治会活動拠点整備支援事業補助金（広場等）について・・・・・・・・・・	10
4	掲示板設置費補助金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
5	地域のまつり等応援事業補助金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
6	集会施設等の固定資産税・都市計画税の減免について・・・・・・・・・・	17
7	安全安心まちづくり推進事業補助金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
8	防犯カメラ設置事業補助金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
9	自主防災組織等活動支援補助金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20

関係提出書類等

	提出書類等	担当課
1	コミュニティ助成事業及び魅力あるコミュニティ助成事業補助金について【宝くじ助成事業要望書】	市民協働推進課
2	自治会活動拠点整備支援事業補助金（集会施設）について【自治会活動拠点整備支援事業補助金（集会施設）利用意向報告】	市民協働推進課
3	自治会活動拠点整備支援事業補助金（広場等）について【自治会活動拠点整備支援事業補助金（広場等）利用意向報告】	市民協働推進課
4	掲示板設置費補助金について【「掲示板設置費補助金」利用意向報告】	市民協働推進課
5	地域のまつり等応援事業補助金について【「地域のまつり等応援事業補助金」利用意向報告】	市民協働推進課
6	集会施設等の固定資産税・都市計画税の減免について	税務課
7	安全安心まちづくり推進事業補助金について	危機管理室
8	防犯カメラ設置事業補助金について	危機管理室
9	自主防災組織等活動支援補助金について	危機管理室

1 コミュニティ助成事業（自治総合センター）及び魅力あるコミュニティ助成事業補助金（群馬県市町村振興協会）について

（1） コミュニティ助成事業

ア 趣旨

財団法人自治総合センターが、宝くじ（ジャンボ宝くじと数字選択式くじ）の収益を財源として、宝くじの普及広報を目的にコミュニティ活動に対し助成を行う。

イ 事業実施主体

自治会、町内会等の地域的な協働活動を行っている団体。令和3年度より連合会での申請は不可。特定の目的のために組織された団体（宗教団体、営利団体、公益法人、NPO等）は対象外。

※令和6年度は渋川地区から申請することに変更となりました。（下表参照）

優先順位	R4助成 (R3申請)	R5助成 (R4申請)	R6助成 (R5申請)	R7助成 (R6申請)	R8助成 (R7申請)	R9助成 (R8申請)	R10助成 (R9申請)	R11助成 (R10申請)	R12助成 (R11申請)
1位	渋川A	赤城A	渋川C	渋川D	北橋B	子持A	赤城A	伊香保	渋川C
2位	渋川B	北橋A	子持B	赤城B	渋川A	渋川B	北橋A	小野上	子持B

ウ 助成内容（詳細は4ページ参照）

- ① 一般コミュニティ助成事業
コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業
- ② コミュニティセンター助成事業
コミュニティ活動推進のために、集会施設の建設又は修繕及びその施設に必要な備品（一般コミュニティ助成事業との併用は不可）の整備に関する経費。
- ③ 青少年健全育成助成事業
青少年の健全育成事業のソフト事業に要する経費。ただし備品は対象外。

エ 助成率、助成額（詳細は4ページ参照）

- ① 一般コミュニティ助成事業
 - ・助成率 10/10
 - ・助成額 100万円以上250万円以下
- ② コミュニティセンター助成事業
 - ・助成率 3/5
 - ・助成額 上限1,500万円以下
- ③ 青少年健全育成助成事業
 - ・助成率 10/10
 - ・助成額 30万円以上100万円以下

(2) 魅力あるコミュニティ助成事業

ア 趣旨

群馬県市町村振興協会が、市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ）の収益を財源として、宝くじの普及広報を目的にコミュニティ活動に対し助成を行う。

イ 事業実施主体

地域コミュニティ組織（自治会、町内会、その他これに準ずる団体）

区長会や連合会など複数自治会で構成されている組織の申請も可能。ただし、イベント等で一時的に設置された組織は除く。

ウ 助成内容（詳細は5ページ参照）

① 備品整備

一般備品、伝統芸能備品購入に要する経費

② 住民センター整備

住民センター新築、改築、改修に要する経費

エ 助成率、助成額（詳細は5ページ参照）

① 備品整備

・助成率 10/10

・助成額 上限200万円

② 住民センター整備

・助成率 1/2

・助成額 新築 上限500万円、改築・改修 上限250万円

(3) 申請方法

要望書（6ページ参照）により、**8月30日(金)**までに市民協働推進課に申請してください。

事業の採択決定後、正式に補助金交付申請書等の関係書類を提出していただくことになります。

(4) 注意事項

※ 一般コミュニティ助成事業は1自治会100万円以上、125万円以下程度の事業が申請対象となります。要望金額によっては一般コミュニティ助成事業として申請できない場合がありますので、ご了承ください。

※ 宝くじ助成の申請できる件数や金額に制限があることから、複数の自治会から要望があった場合は、選考基準（過去の採択実績など）により優先順を決め、渋川地区の選考をさせていただきます。

※ 前年度、不採択になった自治会で、引き続き同じ要望をする場合でも、あらためて要望書を提出してください。

- ※ 申請書を提出しても、自治総合センター、群馬県市町村振興協会が採択の可否を決定しますので、**事業が採択されないこともありますのでご了承ください。**
- ※ 宝くじ助成事業は、どの助成事業を使用するかで購入できるものに大きな差があります。希望する備品が対象になるかは、個別にご相談ください。
- ※ 宝くじ補助の決定が翌年3月下旬以降になります。それまでは採択されたかはわかりませんのでご了承ください。
- ※ 見積り業者はなるべく市内業者を優先するようお願いします。

コミュニティ助成・魅力あるコミュニティ助成の取扱いについて

補助種別	助 成 事 業	助 成 経 費	助成率	助成額
一般コミュニティ助成事業	<p>住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業</p> <p>ただし、下記の場合は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数年にまたがった事業、毎年繰り返し実施する事業 ・土地を要する事業の場合（広場整備やベンチの設置等）は、抵当権の権利関係付着（含む抹消登記未済）、相続手続き未済の土地での事業は対象外 また、土地所有者全員からの承諾書が得られない場合も対象外 ・事業実施にあたり、法令（道路法、屋外広告物法、不動産登記法等）に抵触する場合 ・複数設備（備品）で一つの事業となるものを故意に分割したもの、少額の備品を多数盛り込んだため申請の趣旨が不明瞭で内容把握が困難になった場合 等 	<p>コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に要する経費</p> <p>ただし、下記の経費は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物、消耗品に要する経費 ・中古品、モニュメント・石碑、車両、銃・刀剣類の購入費 ・施設・設備（備品）の修理・修繕に要する経費 ただし、地域のお祭りに関する備品の修繕は対象 ・地域を超えて（広範囲）実施される祭りの備品 ・祭りで使用する楽器（太鼓や笛等）以外の楽器 等 	10/10	<p>100 万円以上 250 万円まで</p> <p>(渋川市は 1 自治会 100 万円～ 125 万円)</p>
コミュニティ助成事業	<p>住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設又は大規模修繕、及びその設備に必要な備品の整備に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地、財源、住民の総意等において、助成決定の事業実施が確実なものに限る ・修繕については、修繕する対象建物が、建物全体をコミュニティセンターとしての用途に使用しているもので、抵当権等の権利の付着していない、登記名義人が単独のコミュニティ組織（保存登記済）となっているものに限る <p>ただし、下記の場合は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数年にまたがった事業、毎年繰り返し実施する事業 ・土地を要する事業の場合（コミュニティセンター建設用地）は、抵当権の権利関係付着（含む抹消登記未済）、相続手続き未済の土地での事業は対象外 また、土地所有者全員からの承諾書が得られない場合も対象外 ・事業実施にあたり、法令（道路法、屋外広告物法、不動産登記法等）に抵触する場合 等 	<p>コミュニティ活動推進のために、必要な施設の建設又は修繕に要する経費とその施設に必要とされる備品（一般コミュニティ助成事業との併用は不可）に要する経費</p> <p>ただし、下記の経費は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の取得、既存施設購入、既存施設の撤去・処理、外溝に要する経費 ・建築基準法上の大規模修繕に該当しない改修 ・既存建物の増築 等 	3/5	1,500 万円を限度
青少年健全育成助成事業	<p>青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業</p> <p>ただし、下記の場合は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治総合センターが実施している野球、バレーボール、サッカーに関する事業と重複する事業 ・複数年にまたがった事業、毎年繰り返し実施する事業 ・事業実施にあたり、法令（道路法、屋外広告物法、不動産登記法等）に抵触する場合 等 	<p>青少年健全育成事業のソフト事業に要する経費</p> <p>ただし、下記の経費は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品購入費 ・参加者・スタッフ・実行委員に関する経費（旅費交通費、宿泊費、食費、打合せ等の経費） ・賞金、賞品に係る経費 等 	10/10	<p>30 万円以上 100 万円まで</p>

魅力あるコミュニティ助成事業	備品整備	<p>①一般備品</p> <table border="1"> <tr> <th>関連事業区分</th> <th>具体例</th> </tr> <tr> <td>ア. コミュニティ行事関連</td> <td>祭り行事（提灯、法被、子ども神輿）、体育行事（屋外テント、音響設備・物置）、一般集会行事（机、椅子）、展示行事（展示パネル）、廃品回収行事（車載スピーカー）等</td> </tr> <tr> <td>イ. 集会施設備品関連</td> <td>冷暖房器具、コピー機等</td> </tr> <tr> <td>ウ. 地区生活安全関連</td> <td>防犯灯</td> </tr> <tr> <td>エ. その他</td> <td>上記以外のもので、申請内容から助成に適切だと思われる備品</td> </tr> </table> <p>上記の具体例に該当する場合でも、その設置場所や使用目的などにより、助成対象外となる場合があります。</p> <p>②伝統芸能備品 古くから地域に根ざした伝統芸能関連備品（獅子頭、太鼓、山車、神輿、人形衣装等）の購入及び修繕</p> <p>①②とも下記の場合は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一年度に本制度と同等な他の助成制度などを活用し、助成を受けた、または受けることが決定しているコミュニティ組織 	関連事業区分	具体例	ア. コミュニティ行事関連	祭り行事（提灯、法被、子ども神輿）、体育行事（屋外テント、音響設備・物置）、一般集会行事（机、椅子）、展示行事（展示パネル）、廃品回収行事（車載スピーカー）等	イ. 集会施設備品関連	冷暖房器具、コピー機等	ウ. 地区生活安全関連	防犯灯	エ. その他	上記以外のもので、申請内容から助成に適切だと思われる備品	<p>一般備品購入に要する経費及び伝統芸能備品の購入及び修繕に要する経費</p> <p>ただし、下記の経費は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> 単価が少額のもの（3万円未満）の備品 ただし、複数なければ機能しない備品（机や椅子等）や付随していなければ機能しない備品（太鼓とばち等）は対象 主として営利事業に供することが可能な備品（焼鳥機等） 個人所有となる可能性高い備品や、使用が特定の個人に限定されるような備品（パソコン、デジカメなど） 娯楽性が高く、地域コミュニティ活動に直接寄与しない備品（テレビ、カラオケセット等） 使用目的が重複するような備品（エアコンと扇風機、印刷機とコピー機など） 	10/10	200万円を限度
		関連事業区分	具体例												
ア. コミュニティ行事関連	祭り行事（提灯、法被、子ども神輿）、体育行事（屋外テント、音響設備・物置）、一般集会行事（机、椅子）、展示行事（展示パネル）、廃品回収行事（車載スピーカー）等														
イ. 集会施設備品関連	冷暖房器具、コピー機等														
ウ. 地区生活安全関連	防犯灯														
エ. その他	上記以外のもので、申請内容から助成に適切だと思われる備品														
住民センター整備	<p>①新築 高齢化・少子化等に対応した施設（バリアフリー施設や児童室、育児室等、子育て支援の機能を有した施設）及び耐震化等の災害対策に対応した施設（災害時に地域の避難場所となる目的を有したり、老朽化が進んで現状では使用に堪えない施設）で、新築又は建て替えるものを対象とする</p> <p>②改築・改修 住民センター本体を改築・改修するものを対象とする。高齢化・少子化等（バリアフリー施設や児童室、育児室等、子育て支援の機能）の対応及び災害対策（災害時に地域の避難場所となる目的を有したり、老朽化が進んで現状では使用に堪えない施設）の対応を目的とする改築・改修について優先的に助成する</p> <p>①②とも下記の場合は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一年度に本制度と同等な他の助成制度などを活用し、助成を受けた、または受けることが決定しているコミュニティ組織及び、過去に国や県などの補助を受けたために施設整備の制限がある施設 等 	<p>住民センター本体の直接工事費に要する経費</p> <p>ただし、下記の経費は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> 用地取得、土地造成、建物の解体、外溝工事、その他事務経費等に要する経費 増築工事、太陽光パネルの設置 等 <p>※備品整備と住民センター整備を同年度に申請できる場合があります。検討している場合はご相談ください。</p>	1/2	<p>新築 500万円を限度</p> <p>改築改修 250万円を限度</p>											

記入例

(自治会→市)

宝くじ助成事業要望書 (例)

1. 助成要望品目

品目	型番	数量	金額 (税込)	保管(設置)場所
エアコン	ABCD-1234	1	216,000円	渋川自治会館
テント	EFGH-56	2	324,000円	渋川自治会館
合計金額			540,000円	

※ カタログ(必ずカラーのもの)、見積書を添付してください。

※事業実施については、市内業者の利用を優先するようお願いします。

2. 助成要望金額 540,000 円

3. 助成要望の理由

渋川自治会館にエアコンがなく、夏季の会議において不便が生じている。

また、夏祭り等野外行事に必要なテントは、老朽化し破損がひどく使用できない状態である。

当自治会の単独予算では、購入費用を捻出することが困難ですので助成を希望します。

上記のとおり、宝くじ助成事業を要望します。

令和〇年〇月〇日

渋川 自治会長 渋川太郎

※ 提出期限：令和6年8月30日(金)

2 自治会活動拠点整備支援事業補助金（集会施設）について

(1) 趣旨

地域のコミュニティづくりを推進するため、自治会活動の拠点となる集会施設の整備に要する経費について、予算の範囲内で交付する。

(2) 補助金の対象

- ア 新築
- イ 増築
- ウ 改築
- エ 段差解消等バリアフリー化
- オ 改修工事
- カ 既存の建物の買収

(3) 補助対象事業費

- ア 新築、増築、改築及びバリアフリー化
 - ① 建築工事費
 - ② 給排水設備費
 - ③ 空調設備費（エアコン設置を除く）
 - ④ 電気設備費
 - ⑤ 増築、改築に伴う現集会施設の一部の撤去・処分費
- イ 改修
 - ① 建築工事費
 - ② 給排水設備費
 - ③ 空調設備費（エアコン設置を除く）
 - ④ 電気設備費
- ウ 既存建物の買収費
 - ① 既存建物の購入費

(4) 補助対象外事業費

- ア 新築、増築、改築及びバリアフリー化
 - ① 現在の集会施設の撤去・処分費
 - ② 備品購入費（洋式便器等を除く）
 - ③ 用地取得費
 - ④ 設計費
 - ⑤ 事務費
 - ⑥ 登記費用
 - ⑦ 土地造成費
 - ⑧ 集会施設から独立した物置や倉庫などの建築物の新築、増築、改築、バリアフリー化に要する経費

イ 改修

- ① 土地購入費
- ② 備品購入費
- ③ 事務費
- ④ 登記費用
- ⑤ 集会施設から独立した物置や倉庫などの建築物の購入費

ウ 既存建物の買収費

- ① 備品購入費
- ② クリーニング費用
- ③ シロアリ防除工事等、予防的な工事に要する経費
- ④ 集会施設から独立した物置や倉庫などの建築物の修繕に要する経費

(5) 補助率及び補助金限度額

区 分	補助率	限度額
新築	1 / 4	5 0 0 万円
増築、既存建物の買収	1 / 2	4 0 0 万円
改築、バリアフリー化	1 / 2	2 0 0 万円
改修	1 / 2	5 0 万円

(6) 補助金利用にあたっての注意

ア 補助対象事業費が20万円未満の場合には補助金交付の対象となりません。

イ 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てとなります。

ウ 施工は原則市内事業者に依頼してください。市内事業者では施工が難しい等の特別の理由がある場合はその限りではありませんが、申請時に理由書の添付が必要となります。

エ 要望される場合は、期限までに翌年度の利用意向報告書を提出してください。

要望のあった施設の現地調査をして優先順位を決めて翌年度当初予算に計上します。

なお、要望が多数あった場合は採択されないこともありますのでご了承ください。

※ 期日以降に次年度に行うべき緊急度の高い工事が発生した場合はご相談ください。個別に対応します。(11月中旬くらいまで)

オ 要望があった会館には、9月中旬以降に現地調査を行います。その際は別途ご連絡いたしますので、ご承知おきください。

カ 補助対象経費が200万円以上の場合は群馬県の地域振興調整費補助金（住民センター事業）が併用できる場合があります。使用したい場合は事前に市民協働推進課へご相談ください。（助成決定は県で行うため、必ずしも交付決定されるとは限りません。）

記入例

(別紙)

「自治会活動拠点整備支援事業補助金（集会施設）」利用意向報告

令和6年〇〇月〇〇日

渋川市長 あて

渋川自治会長 渋川 太郎

1 「自治会活動拠点整備支援事業補助金（集会施設）」の利用する意向が

ある ・ ない

2 ※1が「ある」の場合のみお答えください

(1) 工事種別 新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 改修 ・ バリアフリー化 ・ 既存建物の買収

(2) 要望区分 前年度から継続要望 ・ 新規の要望

(3) 施設名 渋川自治会館 (住所：渋川市渋川△△△番地××)

(4) 事業費 933,120 円 (税込)

※必ず税込額を記載してください。

(5) 事業の概要 外壁及び屋根の修繕

※事業の概要を記載願います。(屋根の塗装・トイレ洋式化・外壁修繕など)

(6) その他 総会で協議済

※自治会における協議の状況(総会・役員会等で協議済等)を記入してください。

3 担当者情報をお教えてください。

(1) 担当者氏名 自治会長 渋川太郎

(2) 連絡先電話番号 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※事業の概要を把握している方の連絡先を記載してください。

4 添付書類 ①見積書(2者以上) ②設計図

5 提出期限 令和6年8月30日(金)

※締め切り後に次年度に対応しなければならない緊急度の高い修繕等が判明した場合、11月中旬頃まで受付ますので、下記担当までご相談ください。

3 自治会活動拠点整備支援事業補助金（広場等）について

(1) 趣旨

地域のコミュニティづくりを推進するため、自治会活動の拠点となる広場及び駐車場の整備に要する経費について、予算の範囲内で交付する。

(2) 補助金の対象

広場等の整備に要する事業

(3) 定義

・広場とは…

自治組織等が各種の催物等の活動の場として利用するための広場及び集会施設内の敷地

・駐車場とは…

集会施設や広場を利用するために必要となる駐車場等

・工作物とは…

照明灯やフェンス等の、広場等の内部にある建物以外の工事を伴う設置物

(4) 補助対象事業費

ア 工作物の設置又は修繕に要する経費

イ 屋外トイレ設置に要する経費

ウ 電気設備費

エ 給排水設備費

オ 修繕する場合の現設備の一部の撤去・処分費

カ 土地を広場等として使用するための土地の整備（造成、碎石敷き、舗装、擁壁の施工等を含みます。）に要する経費

キ 土地を広場等として使用するための樹木の伐採に要する経費

※補助金交付条件

- ・広場等の所有者が自治組織等以外の場合、土地の現状変更に関する承諾書を提出すること
- ・広場等の面積は300㎡以上であること
- ・補助事業完了後10年以上の継続的使用が認められること
- ・施工は原則市内事業者とすること。市内事業者では施工が難しい等の特別の理由がある場合はその限りではないが、申請時に理由書を提出すること。

(5) 補助対象外事業費

ア 除草や枝打ちに要する経費

イ 宗教行事に係る施設の整備に要する経費

ウ 物置や倉庫の整備に要する経費

(6) 補助率及び補助金限度額

補助対象経費の2分の1以内 限度額50万円

(7) 補助金利用にあたっての注意

ア 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てとなります。

イ 要望される場合は、期限までに翌年度の利用意向報告書を提出してください。

要望のあった広場等の現地調査をして優先順位を決めて翌年度当初予算に計上します。

なお、要望が多数あった場合は採択されないこともありますのでご了承ください。

※ 期日以降に次年度に行うべき緊急度の高い工事が発生した場合はご相談ください。個別に対応します。(11月中旬くらいまで)

ウ 要望があった広場等には、9月中旬以降に現地調査を行います。その際は別途ご連絡いたしますので、ご承知おきください。

(別紙)

「自治会活動拠点整備支援事業補助金（広場等）」利用意向報告

令和6年〇〇月〇〇日

渋川市長 あて

渋川自治会長 渋川 太郎

1 「自治会活動拠点整備支援事業補助金（広場等）」の利用する意向が

 ある ない

2 ※1が「ある」の場合のみお答えください

(1)事業内容 自治会館の敷地内に照明灯を新設する(2)要望区分 前年度から継続要望 ・ 新規の要望(3)施設名 渋川自治会館 (住所：渋川市渋川△△△番地××)(4)事業費 400,000 円(税込)

※必ず税込額を記載してください。

(5)その他 総会で協議済

※自治会における協議の状況（総会・役員会等で協議済等）を記入してください。

3 担当者情報をお教えてください。

(1)担当者氏名 自治会長 渋川太郎(2)連絡先電話番号 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※事業の概要を把握している方の連絡先を記載してください。

4 添付書類 ①見積書（2者以上）②現況写真

5 提出期限 令和6年8月30日（金）

※締め切り後に次年度に対応しなければならない緊急度の高い修繕等が判明した場合、11月中旬頃まで受付しますので、下記担当までご相談ください。

4 掲示板設置費補助金について

(1) 趣旨

地域の情報を住民に広く周知を図るため設置し、維持管理する掲示板の新設設置事業に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

(2) 定義

掲示板とは…

健全な地域社会づくりを目的として、屋外に文書等を掲示することにより地域の情報やコミュニティ活動に必要な情報を住民に広く伝達できる機能を有する設備

(3) 補助対象事業

自治組織等が新たに掲示板を設置する本体費用及び工事費

(4) 補助金額

経費の2分の1以内 限度額50,000円

※事業全体の限度額が5万円となっており、掲示板1基あたりの金額ではありません。

(5) 補助金利用にあたっての注意

ア 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てとなります。

イ **8月末日までに翌年度の利用意向報告書を提出いただき、当初予算に計上します。なお、要望が多数あった場合は採択されないこともありますのでご了承願います。**

記入例

(別紙)

「掲示板設置費補助金」利用意向報告

令和〇〇年〇〇月〇〇日

渋川市長 あて

渋川 自治会長 渋川 太郎

「掲示板設置費補助金」の利用について、次のとおり報告します。

1 令和7年度に「掲示板設置費補助金」を利用する予定です。

2 事業費 129,600 円 (税込)

※必ず税込額を記載してください。

3 担当者情報をお教えてください。

(1)担当者氏名 自治会長 渋川太郎

(2)連絡先電話番号 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※事業の概要を把握している方の連絡先を記載してください。

4 添付書類 ①見積書 ②設計図

5 提出期限 令和6年8月30日 (金)

5 地域のまつり等応援事業補助金について

(1) 趣旨

伝統文化の継承及び地域の活性化を図るため、市内で実施される地域の小さなおまつり又は行事を行う団体に補助金を交付する。

(2) 補助対象事業

自治会等が実施するおまつり又は行事に必要な備品等を整備する事業

(3) 補助金額

経費の3分の2以内 限度額50,000円

(4) 補助金利用にあたっての注意

ア 補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てとなります。

イ 8月末日までに翌年度の利用意向報告書を提出いただき、当初予算に計上します。なお、要望が多数あった場合は採択されないこともありますのでご了承願います。

記入例

(別紙)

「地域のまつり等応援事業補助金」利用意向報告

令和〇〇年〇〇月〇〇日

渋川市長 あて

渋川 自治会長 渋川 太郎
連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

1 まつり・行事等の名称 〇〇〇地区夏祭り

2 助成要望品目

品目	型番	数量	金額 (税込)	保管(設置)場所
提灯	LED付き『祭り』提灯	5	50,000円	渋川自治会館
法被	AM-8PRE	2	25,000円	渋川自治会館
			円	
合計金額(総事業費)			75,000円	

3 助成要望の理由

毎年地域で開催している夏祭りに使用している提灯と法被が経年劣化により、一部破損している物があるため、不足分を購入したい。

4 添付書類 見積書

5 提出期限 令和6年8月30日(金)

6 集会施設等の固定資産税・都市計画税の減免について

1 減免対象

- ア 集会施設等――自治会館、住民センター等の施設集会施設とその土地（敷地）
- イ 運動場用地等――ゲートボール場、ちびっこ広場等の施設及びその土地
- ウ 祭典用施設等――山車等の収納用施設及びその土地
- エ 集会施設の駐車場

2 条 件

- (1) 自治会等が所有または貸借して直接使用するもの
- (2) 使用貸借期間――1年以上の契約
- (3) 使用貸借料――無償
- (4) 貸借する集会施設の駐車場の条件。
 - ア 集会施設敷地に駐車する部分が無い、もしくは少ない。
 - イ 構築物（看板）等が設置してある。例「〇〇自治会駐車場」
 - ウ 柵や入口の閉鎖等がしてある。（他の目的に利用しない）
 - エ 貸借する地積が集会施設用地の駐車部分と合わせて1,000㎡以下。
 - オ 施設から駐車場までの距離は半径100m以内。

3 提出書類

- (1) 減免申請書
- (2) 納税通知書
- (3) 使用貸借契約書の写し（使用貸借の場合）
- (4) 自治会長等からの「お願い文」
（使用貸借契約を締結していない場合は、自治会長等からの固定資産税等の免除願いを契約書の代用として使用する。ただし、集会施設駐車場の減免では代用できない。）

4 現地調査

上記の要件を満たしているか現地調査を行います。

5 その他

減免申請は現年のみ有効で、毎年、納期までに申請書を提出する必要があります。

新たに土地・家屋を取得または貸借する予定があるときは、固定資産税等の減免の可否について、事前に税務課資産税係（22-2189）までお問い合わせ下さい。

7 安全安心まちづくり推進事業補助金について

(1) 趣旨

地域が一体となった自主的な防犯活動を促進するため、地域防犯団体（犯罪の発生しにくい地域づくりを目的として、自主的に結成された組織）が行う当該諸事業に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

(2) 補助対象事業及び補助金額

ア 補助対象事業

項 目	内 容
防犯教室、講演会等の開催	講師報償費、講師旅費、会場使用料、その他経費
防犯グッズ等の購入	防犯グッズ（たすき、ジャンパー、帽子、腕章、ホイッスル、懐中電灯、電池等）等購入経費
啓発用立て看板等の製作	立て看板製作費、のぼり旗製作費、その他経費
多くの世代の防犯活動への参加に資する活動	見守り活動をする者用のベンチ等購入経費、防犯活動への参加を呼びかけるチラシ及びリーフレットの作成等の経費、その他経費
その他の活動	地域が一体となった自主防犯活動に要する経費

※補助対象経費には食糧費は含むことができないものとする。

イ 補助金額 経費の2分の1以内の額とし、3万円を限度とする。（1地域防犯団体につき1年間1回とする。）

- 補助金の申請は、**事前に危機管理室 安全安心係へ問い合わせの上**、物品の購入前、事業着手前に提出をお願いいたします。
- 予算に限りがありますので、必ず事前にご相談をいただきますようお願いいたします。（本年度予算額：12万円）

8 防犯カメラ設置事業補助金について

(1) 趣旨

地域の防犯を推進するため、防犯カメラの設置を実施する地域防犯団体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(2) 補助対象事業、補助金額及び交付の条件

ア 補助対象事業 防犯カメラを設置する事業

【補助対象経費】

・防犯カメラ、録画機（レコーダー）、画像表示装置（モニター）、ポール、「防犯カメラ作動中」等の表示シール等の購入・設置に係る費用

イ 補助金額 経費の4分の3以内の額とし、24万円を限度とする。（1団体につき1年間1回とする。）

ウ 交付の条件

①屋外に設置し、道路に面している場所に設置すること。

②所有、管理、又は借りている施設に設置すること。

③必要最小限の撮影区域とし、近隣の住民のプライバシーを侵害しないこと。

④道路から見やすい場所に「防犯カメラ作動中」等の表示シールを設置すること。

※所有していない土地に設置をする場合、土地の所有者の承諾書等を申請の時に提出する必要があります。

●補助金の申請は、**事前に危機管理室 安全安心係へ問い合わせの上、事業着手前に提出をお願いいたします。**

●予算に限りがありますので、必ず事前にご相談をいただきますようお願いいたします。（本年度予算額：120万円）

9 自主防災組織等活動支援補助金について

R6. 4. 1

(1) 趣旨

地域の防災力の向上を図るため、自主防災組織等に対する防災資機材の整備、感染症対策、啓発事業、及び体制強化事業に対し予算の範囲内で交付します。

(2) 補助の対象団体

- ア 自主防災組織（地域住民による自発的な防災組織）
- イ 自主防災リーダー会
- ウ 自治会
- エ 地域防災力の向上を目的とした団体で市長が認めたもの

(3) 補助対象の品目（参考例）

事業	区分	品目	補助率 補助限度額
資機材整備事業（感染症対策含む）	救助救護品	懐中電灯、ヘッドライト、スコープ、つるはし、のこぎり、斧、なた、番線カッター、ロープ、はしご（脚立）、チェーンソー、可搬式発電機、投光器、コードリール、ビニールシート、救急セット、担架、ガソリン携行缶、	補助率 2/3 以内 補助限度額 100,000 円
	給食給水用品	カセットコンロ、鍋、釜、浄水器、ポリタンク、テント	
	情報伝達用品	トランシーバー、ラジオ、拡声器	
	避難誘導用品	ホイッスル、誘導棒、リヤカー	
	消火活動用品	消火器、消火器用格納庫、消火用ホース、管そう、バケツ、ヘルメット	
	感染症対策用品	マスク、消毒液、体温計、噴霧器、フェイスガード	
その他	帽子、ベスト、腕章、旗、資機材収納庫、その他市長が認めたもの		
啓発事業	研修会等	講演会・研修会等の講師謝礼、物品借上、消耗品（飲食費、交通費等は対象外）	補助率 10/10 以内 補助限度額 30,000 円
	防災訓練	炊き出し用食材、消耗品	補助率 10/10 以内 補助限度額 100,000 円
体制強化事業	先進的・先導的な取り組み	地区防災計画、地区防災マップ、地区内避難行動要支援者名簿、避難所運営マニュアル、防災訓練マニュアル等、作成に係る経費（印刷製本費、会場使用料、消耗品等）※飲食費、交通費等は対象外	補助率 10/10 以内 補助限度額 100,000 円

※ 補助金額に100円未満の端数があるときは切り捨てるものとします。

※ 補助金の交付は、1団体につき1年間1事業1回とします。

補助金を予定している団体につきましては、事前に危機管理室危機管理・緊急対応係へお問合せをお願いいたします。（電話 22-2130）

渋川市自主防災組織等活動支援補助金 書類作成注意事項

申請書・報告書を作成する際には、この注意事項を読んでいただき、書類が整った場合には、「□」欄にチェックを入れて、申請時に不備・不足が無いようにお願いします。

申請する際に必要な書類（様式第1号）

①補助金等交付申請書

- ：記入すべき欄は、すべて記入されていますか。
- ：着手年月日は、申請日以降、完了年月日は、精算完了日以降を記入。

②計画説明書

- ：申請団体が行う計画となっていますか。

③収支予算書

- ：収入額と支出額が同額になっていますか。
- ：収入欄は「申請団体の負担額」と「市補助金」になっていますか。

④補助金を必要とする理由書

- ：申請団体が補助金を必要とする理由になっていますか。

⑤見積書（コピー可）

- ：日付・申請団体名・購入物品詳細・購入先業者名が記入されていますか。
- ：日付は、「申請書」の日付以前になっていますか。
- ：購入物品は、補助対象品になっていますか。

事業終了後に必要な書類（様式第3号）

①補助事業等完了実績報告書

- ：記入すべき欄は、すべて記入されていますか。
- ：購入額に変更があった場合は、「交付決定額」欄には当初の額が、「精算額」欄には変更後の額が記入されていますか。（変更が無ければ同額で記入）
- ：着手年月日は、申請日以降、完了年月日は、精算完了日以降を記入。

②渋川市自主防災組織等活動支援補助金交付決定通知書（様式2号）写し

- ：職印の押された決定通知書の写しで間違いのないですか。

③収支決算書

- ：収入額と支出額が同額になっていますか。
- ：収入欄は「申請団体の負担額」と「市補助金」になっていますか。

④領収書（コピー可）

- ：日付・申請団体・購入物品詳細・購入先業者名が記入されていますか。
- ：日付は、「交付決定通知書」の日付以降になっていますか。
- ：購入物品は、補助対象品になっていますか。

※インターネットを使用して物品を購入する場合には、見積書は画面コピーとし、必ず領収書が発行される支払い方法（振込・代引き）で購入してください。

※不明な点がありましたら、危機管理室まで連絡していただき、確認してください。

《渋川市役所 情報防災部 危機管理室 危機管理・緊急対応係 TEL0279-22-2130》

